

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 157 回定例会・会議録

日 時 平成 28 年 7 月 6 日(水) 18:30～20:50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 池野、石川、石坂、石田、桑原、須田(聖)、須田(年)、高桑、
高橋(武)、高橋(新)、高橋(優)、竹内、千原、中川、中村(明)、
中村(伸)、三井田
以上 17 名
欠席委員 三宮、武本、内藤
以上 3 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 藤波副所長 佐藤防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 今井主査
柏崎市 防災・原子力課 近藤課長 関矢課長代理
砂塚主任
刈羽村 総務課 太田課長 野口主事
東京電力ホールディングス(株)
(発電所) 設楽所長 須永副所長
佐藤リスクコミュニケーター
宮田原子力安全センター所長
武田土木・建築担当 長原防災安全部長
瀧澤放射線安全 GM 山田地域共生総括 GM
立脇地域共生総括 G 米澤地域共生総括 G
(本社) 宗立地地域部長
佐藤リスクコミュニケーター
(新潟本部) 橘田新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 松原事務局長
石黒主事 坂田主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第157回の定例会を始めさせていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。事務局から「本日の会議次第」、「座席表」、そして「委員質問意見等への回答」、この三種類。そして、委員さん限定になりますが、その他に、「見学会・勉強会に関するアンケート」、そして「運営委員会への追加出席割当表」、そしてもうひとつが次回定例会に提出するA5サイズの「質問意見用紙」になります。

オブザーバーからの資料も届いております。柏崎刈羽原子力規制事務所、そして資源エネルギー庁、新潟県からそれぞれ「前回定例会以降の動きに関する資料」が届いております。

東京電力ホールディングスから5種類の資料が届いているかと思えます。「前回以降の動き」という資料、そして1枚紙になりますが「第三者検証委員会の検証結果」、3つ目が「東京電力としての反省と誓い」、4つ目が「第三者検証委員会からの検証結果報告書の受領について」、5つ目が「廃炉・汚染水対策の概要」、という資料です。

もし不足等ありましたら事務局のほうへお申し出ください。

それでは早速ですが、これからは会長の司会・進行によりまして会議を進めていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

◎桑原議長

それではですね、今日はこの定例会の前に、長岡技科大の学生さんとの対話集会が4時くらいまでありました。参加していただいた方、本当にありがとうございます。定例会も含めまして長時間になりますが、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

それでは、前回定例会以降の動きということで入らせていただきたいと思えます。それでは、東京電力、原子力規制庁、それから資源エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村の順に説明をお願いしたいと思います。質問、意見等はですね、オブザーバーの皆さんの説明が終わった後にお受けしたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。それでは東京電力さんお願いをいたします。

◎須永副所長（東京電力）

発電所の須永でございます。いつもお世話様でございます。よろしく願いをいたします。説明の前に、少し時間を頂戴させていただければというふうに思います。

6月29日に退任しました横村の後任で、当柏崎刈羽原子力発電所の所長として6月30日付で福島第二の原子力発電所長から「設楽」が着任しておりますので、設楽のほうからひと言申し上げたいというふうに思います。

◎設楽所長（東京電力）

6月30日付で柏崎刈羽原子力発電所長に就任いたしました、設楽でございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日は私の就任後、初めてのこの地域の会への参加となりますのでひと言ご挨拶をさせていただきます。

まず始めに、福島第一の事故から5年と4か月が経ちましたが今も尚、多くの皆様方、福島県の皆様、そして新潟県の皆様、社会の皆様方に大変なご迷惑とご心配

を今も尚お掛けしておりますことを改めましてお詫びを申し上げます。

またこの度、第三者委員会から報告を受けまして、事故当時「炉心溶融」という言葉を使わずに通報、そして公表を行ったこと、これに関しまして本当に関係する皆様方の信頼に背く対応であったと深く反省しておりますので、本件に対しましても心よりお詫び申し上げます。本件につきましては引き続き新潟県さんと協同して合同検証委員会の調査においてしっかりと、そして真摯に対応していきたいと思っております。

私ごとになりますけれども、今回の柏崎刈羽は3度目の勤務になります。今回は発電所長ということの就任でございますので、これまでとまた一層違った身の引き締まる思いでございます。この地域の会につきましては、前所長の横村からも本当に長きにわたって貴重なご意見、ご議論をいただいていると聞いておりまして、引き継いでもおります。非常に重く受け止めております。引き続きしっかりと皆様方のご意見に対応すべく努力して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後になります。柏崎刈羽原子力発電所では、福島事故以降、発電所の安全性向上に向け所員と協力企業の方々が一体となって様々な対策に取り組んで参りました。今後、発電所長としてこれまでの取り組みを継続し、さらに一歩進めていきたいと思っております。そのことによって皆様方からの信頼をいただける発電所となるよう努力していきたいと思っております。前所長の横村に引き続きまして、一層のご指導、そしてご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。どうも貴重なお時間ありがとうございました。

◎須永副所長（東京電力）

説明のほうに入らせていただきたいと思います。

「第157回地域の会定例会資料」と中央部に記載されておりました、右側に、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所と記載してある資料をご覧ください。

右下にいつものようにページが振ってございますのでそちらの方を参考にいただければと思います。

それではまず、5ページをご覧ください。当発電所7号機における「コリウムシールドの設置について」でございます。

7号機の格納容器内に設置を進めておりました「コリウムシールド」が5月末に完成をいたしました。コリウムシールドは万一の原子炉格納容器の下部への溶融燃料が落下に際しても格納容器の健全性を保つことを目的に自主的な取り組みとして設置をするものでございます。

6ページをご覧ください。格納容器下部については厚さが約1.6mのコンクリートで構成されております。十分な耐浸蝕性を有していると考えておりますけれども、コンクリートの厚さの異なる液体廃棄物処理設備が設置されている一部のエリアにつきまして耐熱性の非常に優れたコリウムシールドで保護することによりまして格納容器の損傷のリスクの低減が図られるというふうに考えております。

次に先ほど所長の設楽のほうからあった件でございますが、6月16日に報告書が

出されまして6月21日に当社から公表しました「福島第一原子力発電所事故当時の通報報告に関する第三者検証委員会の検証結果を受けて」の対応について説明をさせていただきます。別添でB4になりますけども「ニュースアトム」というかたちで、添付されております資料の裏面をご覧くださいというふうに思います。

調査結果の中ではいくつもの重要な事実が確認されておりますが、特に2つ。事故当時、社内マニュアルに則って「炉心溶融」という言葉を用いた通報・公表を行わなかったこと。もう1点ですが、新潟県技術委員会に対して誤った説明を繰り返してきたこと、の2点でございます。

再発防止対策についてですが、通報についてはこれまでにアメリカで非常事態発生時に導入されているICSの考え方の導入やマニュアル体系の再構築などを実施してまいりました。今後とも教育内容の見直しなどを実施していく予定でございます。

公表につきましては、これまでに對外対応統括や社会目線で對外対応を実施するリスクコミュニケーターを設置してまいりました。今後も用語の使い方を技術的に判断する責任者を設置したり、国などへの通報・会話を記録する運用を実施して参る予定でございます。

新潟県技術委員会に対して誤った説明を繰り返したことに关しましては、情報共有の在り方や情報を見つけ出す仕組みについて記載されております対策を実施してまいります。今後ですが、不明確な事項や検証が進んでいない部分につきましては新潟県との合同検証委員会において今後議論を重ねてまいりますのでよろしくお願いをしたいと思いますというふうに思います。

尚、この件につきましては、運営委員会及び事務局と相談をさせていただきまして次回の定例会で時間を取っていただけるように調整をしたいと思いますというふうに思います。

私からの説明は以上でございますが、福島の状態につきまして本社RCの佐藤のほうから説明をします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力・本社）

東京電力本社の佐藤でございます。

それでは福島の状態についてご説明いたします。資料は、A3横長の「廃炉汚染水対策の概要」というものをご覧ください。裏のページでご説明をします。

まず左上をご覧ください。「1号機建屋カバー内散水設備設置完了」でございます。1号機の建屋カバーを取り外しますと、中のガレキに付着してます塵や埃が風で飛ばされるリスクがあります。事前に飛散防止剤を中に撒きまして今現在作業を進めておりますけれども、今回これに加えて緊急時用といたしまして、中に水を撒く設備を取り付けました。何か強い風が吹くことが予想される時などには、その設備を使って水を撒くということになります。引き続き慎重にガレキの撤去、あるいはカバーの撤去、そういったものを進めていきたいと考えております。

次に隣、「2号機原子炉建屋西側外壁への開口設置計画」でございます。2号機はご存じのように原子炉建屋がそのままのかたちで残されております。今後プールの中から燃料を取り出すにあたりましては、原子炉建屋の上部を解体する計画でございます。解体の時に、例えばコンクリート片などがプールの中に落下するというリ

スクも考えられますので、あらかじめプールの上に養生材などを設置することを計画しております。そのため資器材を原子炉建屋の中に入れなければいけないんですけども、その、入れる方法といたしまして、原子炉建屋の壁に開口部を設けましてそこから資器材を入れることとしております。図にありますように、その開口部の手前に前室をもうひとつ設けまして、原子炉建屋の中の空気が直接外に出てくるということが無いように、確認しながら慎重に作業を進めていくこととしております。

次に下にいきまして、下側の左から 2 番目。「陸側遮水壁山側 95%凍結開始」というところがございます。陸側遮水壁は、段階的に凍結範囲を広げて最終的に完成させる計画でございます。まずは、図にありますように青い線の部分と左側の緑の線の部分、この部分に 3 月末からマイナス 30 度の冷媒を流し始めました。この青と緑の部分の凍結が進んできましたので、次のステップといたしましてこの 6 月から赤い線の部分に同じく冷媒を流し始めました。赤い線をよく見ていただきますと所々に白い丸が見えるかと思いますが、実はここの部分はまだ凍結をさせないで残してある部分になります。この理由といたしましては、一気にこの部分も含めて赤い線のところを全部凍結させて地下水を遮断してしまいますと、原子炉建屋の周りの地下水の水位が急激に下がってしまいまして、建物の中にあります汚染水が外に漏れ出てくるリスクが考えられます。従ってこれを避けるためにこの白丸の部分はわざと今の段階では凍結させずに残しているというものでございます。いずれ最終的にはこの部分も含めて全体を凍結させる予定でございます。

当社の説明は以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして原子力規制庁さんお願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

こんばんは。原子力規制庁柏崎刈羽規制事務所の平田です。

それではお手元の資料、「前回定例会（6 月 1 日）以降の原子力規制庁の動き」というのをを用いて説明いたします。

まず、原子力規制委員会ですが、6 月 1 日から 29 日にかけてご覧のとおり開催されております。この中で直接柏崎に関わるものとしては、6 月 15 日の第 15 回定例会。ここで過日発生しました、柏崎 5 号機の検査中における制御棒 1 本の過挿入の件に関する東京電力ホールディングスからの報告を受けておりましてそれを委員会に報告しております。

それから 6 月 29 日の第 18 回定例会ですが、ここで不適切なケーブルの敷設に関する各原子力事業者からの報告が 3 月末に出ておりまして、その内容の精査が終わりましたので、これも併せて規制委員会のほうに報告しております。

それからその下。「6、7 号炉の審査状況」に関してですが、ここではご覧のとおりヒアリング、審査会合が行われております。

1 枚めくっていただきまして裏になりますけども、「被規制者等との面談」。6 月 3 日、9 日、17 日の 3 回に分けて 5 号機の制御棒の過挿入に関する事象についての面

談を行っております。17日というのは、規制委員会に報告した後ですが、これは規制委員会からの委員のコメント等を受けて、改めて事業者さんと面談を行ったものでございます。

それからその下。「規制法令及び通達に係る文書」に関しては6月1日、24日、7月1日とご覧のとおり受領しております。

それからその下、「原子力事業者防災訓練報告会」、これは6月22日に平成27年度の原子力事業者防災訓練に係る評価結果について委員会に報告しておりますが、柏崎刈羽の発電所の防災訓練に関しましては特段の指摘等はございませんでした。

その下、「柏崎刈羽原子力規制事務所」ですが、これは前回の地域の会でご説明したとおり、5月30日から6月10日の2週間で今年度の第1回の保安検査を実施いたしました。実施項目についてはこの下の5つのポツに書かれてある項目になります。検査の結果ですが、今回の保安検査で保安規定違反に該当すると考えられる項目はありませんでした。ただし、検査項目の一番上、「保守管理に関する実施状況」の検査において品質保障上の観点から抽出された保守管理に関する課題なんですけど、これは実際に保守管理を行う部門がうまく取り込んで評価するという仕組みの部分で改善すべき点があるというふうに検査官のほうで判断して、これは違反ではないんですが、もう少し改善を検討していただきたいということで指導文書を出しております。これらの検査の結果については今後規制委員会で報告して審議を行っていただく予定になっております。

それから3ページ目ですが、いつものモニタリング情報です。この中で前回以降でアップデートされたものについて①、②としてここで示してあります。前回以降特段有意な変動というのは認められておりません。

規制庁は以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さんお願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。資源エネルギー庁の日野です。よろしく申し上げます。

お手元に配布してあります資源エネルギー庁と記載されている資料をご覧ください。

最初の「1. (1)」について、6月7日に、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会が開催されております。こちらでは、FIT制度見直しの詳細制度設計などについて議論がなされております。

続きまして(2)について、6月15日に資源・燃料分科会が開催されております。こちらでは、地熱資源開発の現状などについて議論がなされております。

続きまして(3)について、6月17日に原子力小委員会の自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループが開催されております。こちらでは、関係機関から現在の進捗状況について報告がなされております。

続きまして(4)について、6月21日に省エネルギー小委員会が開催されております。こちらでは、エネルギー革新戦略を踏まえた新たな省エネ政策の方向性などに

ついて議論がなされております。

裏面にいきまして（5）について、7月1日に電力基本政策小委員会が開催されております。託送供給等におけるインバランス精算などについて議論がなされております。

次の「2.」については説明を割愛させていただきます。

以上が、私からのご報告になります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県お願いをいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様です。新潟県の原子力安全対策課長の須貝です。

右肩に新潟県と白抜きになっている資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、原発の状況確認ですけれども6月9日に柏崎市、刈羽村と共に状況確認をしております。6号機、7号機の記載の状況を確認しております。

2番目に技術委員会ですけれども、3点イベントがございました。6月21日に、福島第一原発事故の検証ということで、福島第一原子力発電所の1号機電源盤等の現地調査を主にディスカッション1のコアメンバーの先生方の委員を中心に現地調査をしております。

それから6月30日に28年度の第1回技術委員会を開催したんですけれども東京電力が設置した第三者検証委員会からの検証結果の報告が出されたということで、日程上の都合から30日に先駆けて6月28日に第三者検証委員会の委員の方たちからお出でいただいて出席が可能な委員にお集まりいただいて検証結果の報告を受けています。

6月30日に今年度第1回の技術委員会を開催して、21日に実施した福島の現地調査についての担当委員からの報告、それからメルトダウンの公表の問題に関して第三者検証委員会の検証結果及び東京電力の再発防止策について議論をしました。

3つ目に東京電力ホールディングスと新潟県の合同検証委員会、これまだ仮称ですけれども、それについて簡単にご説明をさせていただきます。裏面に報道発表の履歴が出ているんですけれども、まず東京電力から福島第一原子力事故の検証に関する協力依頼を受けたため東京電力と合同で東京電力ホールディングス・新潟県合同検証委員会を設置することとしました。合同検証委員会では、技術委員会が東電の第三者委員会に要請した、メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項が70項目ありますが、この事項の内、未検証項目ですとか、検証が不十分な項目等について検証を行うということにしております。

裏面に、2ページ目にこの間の報道発表の内容が表題に記載しておりますけれども、内容につきましては今ほど説明をさせていただきました合同検証委員会のこと、それからヨウ素剤の配布のことなどを主に報道させていただいております。

県からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市お願いをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課関矢です。よろしくお願ひします。

あの、ペーパーはございません。今ほど新潟県からも報告がありましたとおり、6月9日に新潟県、刈羽村と共に状況確認をしております。

それと、新潟県さんの資料の1番最後の報道発表にもありますが、PAZ内の住民の方への安定ヨウ素剤の事前配布説明会、平成28年度の第1回目ということで7月1日、2日と実施しております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして刈羽村さんお願ひをいたします。

◎野口主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。

刈羽村におきましても新潟県及び、柏崎市さんと同様に状況確認に参加させていただきました。また、7月1日、2日に安定ヨウ素剤の事前の配布説明会のほうにも参加いたしました。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは前回定例会以降の動きということで、東京電力さんから刈羽村さんまでご説明をいただきましたけれども、この内容につきまして質問、ご意見ございましたら挙手の上、名前をお願いして発言をいただきたいと思ひますがいかがでしょうか。何でも結構なんですけど、ございませんでしょうか。東京電力さんのメルトダウンについてはですね、次回お話を受けて議題として挙げる予定になっておりますけれども、時間がまだありますので多少なりとも、次にこんなことを聞いておきたいとか、というのもありましたらご発言をお願いしたいと思ひのですが、いかがでしょうか。はい、高橋さんどうぞ。

◎高橋（新）委員

柏崎か刈羽村さんにお聞きたいのですが、ヨウ素剤、この間、柏崎はやったというのですが、これは100%達成は無理にしても79.5とか87%とか、これは説明会に来ないと配布できないっていうことだとすると2回も3回もやって、何かやり方を変えないと90%っていうのが無理みたいな気がするんですけども、説明会に来なくても市あるいは村のほうから届けるみたいなやり方っていうのは無理なんでしょうか。

◎桑原議長

それでは、柏崎市さんお願ひをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市、関矢です。安定ヨウ素剤の配布につきましては、国のほうの配布の方法ということで、結果的に医師の問診までたどり着かない人であったとしてもその場に最終的には医師がいないといけないということで、市役所に来られて担当部署にチェックシートを出されても、そこには医師がいませんので。我々はそういう多少こう難しい制度ですので、国のほうには新潟県さんと刈羽村さんと一緒にそういう制度自体を何とか簡略化できないものかというようなことを要望しながら、現状やっぱり医師の皆さんまで居る中の仕立てとなると、日頃から随時の対応はちょっと

難しいという面がありますので、今回 1 回目と今のところ先回 3 月でしたけども、次の年度に 3 歳、13 歳に到達する方。それまでに転入された方というようなことで最低でも年間 2 回くらいは。場合によってはそれ以上できるのであればなるべく受け取っていただきたいということで。なかなか今回の数字もですね、以前に 13 歳未満で 1 錠はもらっているけれども、追加分をなかなかもらいに来れないとか、いう人もいますので、数字上 1 回落ちて 2 錠目をなかなかもらいに来るタイミングが合わなかったというような方もいらっしゃるし、そもそもの昨年度 2 回やっているんですけども、たまたま旅行に行っていたとか、入院していたとか、ということで来れなかったというご連絡もありますので、そういう方々にもあらかじめお知らせしますので、ご都合つけて下さいというふうにご案内しておりますので。これが、じわじわ結果的には微動で上がっていくというような状況かなというふうに思っています。

◎高橋（新）委員

私が言いたかったのは制度を少し変えないと、これは制度を柏崎市とか刈羽村だけで変えるわけにはいきませんが、やはり県とか国とか医師会も含めてだと思っんですが、制度をもうちょっと工夫してみる必要があるなあ、という思いから質問させていただきました。

それですね、PAZ の 5 k m 圏内はこうしてやっていますが、UPZ は今後どういうふうにしていくのか、どのへんまで考えが進められておるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

◎桑原議長

それは柏崎市さんですか。

◎高橋（新）委員

柏崎市だね。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市、関矢ですが。安定ヨウ素剤の配備等につきましては、一応新潟県さんが主導でもって行うということ。市、村は協力するというスタンスで、PAZ の事前配布のほうは進んでおりますが、PAZ も含めてなんですけども、PAZ、UPZ の安定ヨウ素剤の配備のあり方ですとか、配布の方法それぞれについて、医務薬事課さんのほうで検討会を立ち上げております。その中で具体を決めていくということなんですけども、やはり先ほどもあったようにいろいろな法的な条件がありまして、そういう面をどうするかというところで検討しているという状況であります。

◎桑原議長

高橋さん、よろしいでしょうか。それじゃあ中村さん、どうぞ。

◎中村（明）委員

国とか県が、それだけ慎重になって説明を行ったりしないと配布できないというのは、やっぱり裏事情があると思うんですよね。私、詳しくはわかりませんが、昔から聞いているのは副作用があるよ、ということ。まあ、噂の範疇ですけどね、聞いてるんで、やはりそういうふうな噂なり、現実にもそういうものが起きていたのかもわかりませんが、そういうことがあると国も県も慎重に成らざるを得ないん

じゃないかな。ください、って言われたから、はいやります、っていうわけにはいかない。やっぱり医師の診断書とかいろんな専門的なことが絡むんではないかな、という。私はまあ、そういうふうに穿ってちょっと考えてしまうんですけどね。そういうこともあるんでやはり慎重にやるべきじゃないかと思います。みんなにただ、「欲しい欲しい」っていう人はいっぱいいるんですよ、私の周りにも。でも私はそういうことで、副作用があるかもわからないから注意して服用したほうがいいんだよ、というのはちらっと言うんですけど、そうするとまあわかってもらえるんですけど、やはり今話を聞いているとそういうことが無きにしも非ず、というふうに考えてしまうな、と思います。慎重によろしくお願いしたいと思います。

◎桑原議長

中村さんのご意見ということでよろしいでしょうか。はい。じゃあ石川さん、どうぞ。

◎石川委員

今の中村さんのお話ですけれども。これは簡単なんです。ヨウ素剤というのは医療用医薬品ということで、一般の医薬品とは違いまして医師の処方がないと一般の人がもらえないという、その規制があるということで、ヨウ素剤を毎日、必要ない人に飲み続けるわけじゃないですから副作用の点では正直問題ないと思います。1回、2回の服用ということになりますからね。

これに関しては、県の医務薬事課といろいろ討議を重ねているところですので、地元の薬剤師会なども協力しておりますので、もうちょっと簡便な方法でお渡しできないかということと、今3年の期限しかないものですからそれを厚労省なんかに要請して期限をちょっと長くしてもらおうと、いうことでやっておりますので、なるべく皆さんの希望する人にきちんとお渡しができるようにということで、これからもうちょっと簡便な方法になるんじゃないかと思っております。

◎桑原議長

ありがとうございました。その配布の条件とか法的なものもいろいろあると思うんですが、いろんなことも含めて検討中だということですので先にいけばもう少しまた見通しも良くなるかなというふうに感じられますね。他にございませんでしょうか。先ほどから、東京電力さんから刈羽村さんまでの内容のどんなことでも結構ですのでお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

はい、高橋さん、どうぞ。

◎高橋（武）委員

はい。どんなことでも、っておっしゃいましたら時間もあるようですので。ちょっとわからないことがあって、読んで今日の説明ですね、わかんないことがあったのでおしえてください。規制事務所さんの2ページ目の下のほうなんですけど。「抜き打ち検査」って書いてあるんですけど、私、抜き打ち検査って初めて聞いた言葉なんですけど、初めて聞いた言葉じゃなくて規制庁さんにちょっとお聞きしたいな。こういう無通告みたいな検査っていうのは普段行っているのか、とか、その抜き打ち検査ってのはどういうことなのかなっていうのをおしえていただければと思います。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、ありがとうございます。抜き打ち検査自体は、簡単に言えば電力に対してあらかじめこういう検査をするぞ、ということをお伝えせずに当日これを見してくれ、というようなやり方で検査をするやり方のことです。通常、保安検査というのはご存じのように保安規定という、電力が決めた守るべきこと、国が認可してはいますが、それをちゃんとできているかというのを検査するんですが、ある程度例えば記録とか、資料を見るにしても電力側も準備が要りますので1週間前とかに、こういう項目について我々は検査しますということをお知らせするんですが、それだけだとやっぱり緊張感もだんだん薄れてくるということで、抜き打ちというのは当日お知らせして、逆に言えば電力側も何を検査されるかわからない、という状態で行って、ちょっと緊張感を高めるというのものもあるんですが、この手法については今の検査制度の見直しを含めて、規制庁の本庁のほうでも検討しておりますので、今後こういうやり方が増えるのか、それとも別のやり方になるのかはまだわかっておりません。ただ今のところはだいたい1回の検査で1項目くらいは抜き打ち検査を何か考えて入れるように私のほうで考えております。そういうやり方です。

◎高橋（武）委員

はい。いろんな場面で私共も仕事の関連なりいろんなパターンでもやはり緊張感というか、これを見ると言ったらやっぱり事業者側がやっぱりどうしても構えるというか、悪いことにもつながりかねない案件になりますので、こういうこともしてるんだな、というふうにちょっと感じましたのでぜひぜひっていうか、今後どうなるかわかりませんが、こういう検査のやり方なんか私共ふつうの仕事の関係によくありますのでこういうことでいいんじゃないかな、良いことなんじゃないかなと思った感想を持ちました。はい、以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは他に、高桑さんどうぞ。

◎高桑委員

高桑です。規制委員会に質問です。

東京電力のメルトダウンの第三者検証委員会の結果が出ているわけですがけれども、これやはり東京電力の安全に関する考え方、あるいはその伝わり方も含めて非常に大きな問題ではないかと思うんですけれども、この検証結果を受けて規制委員会でこのことに関して何かしら検討するというような予定はあるのでしょうか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

まだ結果が出たばかりですし、新潟県さんとの合同での検証もまだ続いているということで規制庁側で直ちに何かこれに関して、高桑さんが今おっしゃったようなことの動きがあるとは聞いてはおりません。ただ、今後の予定も含めてどういうふうに考えているかというのは、そこまで私のほうではまだ何も伝わってきませんので、ちょっと正確にお答えすることはできません。

◎高桑委員

県と東京電力が合同でやるという委員会の意味合いとそれから規制委員会がきちんと検討するという意味合いは大分大きな違いがあると思うんですね。なので、

要望としては検討、東京電力の、検証委員会の終わった後でもよろしいかと思いますが、やっぱりこのことについてきちんと規制委員会としてもどのようにどう考え、どういうふうにしてそれをまとめていくのか、どう考えていくのかということについてぜひ検討をお願いしたいと思います。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ご要望としては委員会のほうに伝えたいと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは他に、ございませんでしょうか。石田さん、どうぞ。

◎石田委員

石田でございます。原子力規制庁のほうにお聞きしたいんです。先ほどの説明の中で委員会の6月29日、第18回定例会ということで不適切なケーブルの設置というテーマで定例会を持たれたようなんですが、の中のひとつなんでしょうけれども、その後この不適切なケーブル施設、まだそれは完全に1号機から7号機まで全部もう終わったのか、それともまだ。そのへんの進捗みたいなのはどういうふうになってるのかちょっとお聞かせ願いたいんですが。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。まず2つあるんですが、6月29日の第18回定例会は、東京電力も含めて全事業者からの報告に対する評価ということで、実は東京電力の結果というのはほぼほぼ出ているんですが、他事業者でも同じようなことがあったかという意味でまず確認をしております。その結果、何か所かで同じような問題点が見つかりまして、それについて柏崎と同じように保安規定の違反として扱っていかどうかということはこの18回の定例会の委員会で諮ったものでございます。

それから柏崎のそのケーブルの敷設問題に関しましては中央制御室に関しては終わっているんですが、まだ現場の一部では復旧工事のほうが進められておりましてすべてが復旧した状態ではないというのが現状でございます。

◎石田委員

はい、ありがとうございました。

◎桑原議長

石田さん、よろしいでしょうか。はい。それでは他の方。質問、ご意見ございませんでしょうか。なければ、また後の時間で時間が余りましたら質問の時間を設けたいと思いますので。それでは、前回定例会以降の動きということをここで閉じさせていただきます。ちょっと時間が早いのですが、ここで5分休憩を取りまして、7時20分から再開をしたいと思いますのでお願いをいたします。

— 休憩 —

◎桑原議長

それではですね、全員お揃いのようでございますので、次の議題に入りたいと思います。(2)は、原子力防災に関する意見交換ということでございますが、これは

運営委員会の中でも熊本地震を受けてもう一度原子力防災に関する中身を、いろいろなご意見をお伺いしようということに決まりまして、今日はですね、原子力災害発生という非常事態に備えた防災ガイドブックを題材として各委員さんとの意見交換をしてみたいと思っております。原子力災害に関する防災ガイドブックですが、刈羽村さんは昨年3月に。そして柏崎市は1年遅れましたが、今年3月に各家庭に配布をされております。発電所の構造などの専門的なことではなく、原子力災害が発生したら、自分が、家族が、いかに放射性物質を浴びないで安全なところまで避難できるかという日頃の生活に密着した内容となりますので、各委員さんもイメージがしやすいんじゃないかと思えます。各委員さんも防災ガイドブックを持参していただいていると思うんですが、もし、ない方がございましたら、もし事務局に少しありましたらお借りしてちょっと目を通してご意見をいただければと思っております。

それではですね、先ほど前回定例会以降の動きの中でも安定ヨウ素剤とかいろいろなもののご意見出ましたけれども、全般的な事ですね、柏崎市さん、そして刈羽村さんの防災ガイドブックを目を通していただいたと思うんですが、これについて柏崎市さんも刈羽村さんもまだこれが最終のガイドブックじゃなくて、まだ検討途中だ、ということで決まったものからこれをまとめてあるというふうにお聞きしてありますが、まだ今検討課題っていうか、検討途中のものも決まり次第また新しいものが出るんじゃないかというふうに認識をしておりますが、今現在のこのガイドブックの中で皆さんのご意見をいただければな、というふうに思います。これ、あの順序っていうのは特別今決めませんが、挙手の上ちょっとご発言をいただければな、というふうに思います。ご意見、ご要望、何でも結構です。委員さん同士の意見のそういう発言でも結構ですし、また県、市、刈羽村さんへのご質問、ご要望でもよろしいですんでご意見をいただければな、というふうに思います。いかがでしょうか。もしですね、特別になれば順番にちょっと。ひと言でも。この中にもう掲載されている事でも結構なのですが、自分は改めて、原子力防災についてはこんなふうに思っているとか、こんな要望もあるんだということがありましたら、ちょっと一言ずつでも結構ですのでご意見を伺えればな、というふうに思います。

そしたら、ちょっと順番にご指名しますんでちょっと一言お願いできれば。それじゃあ、高橋副会長。じゃあこちら、一番にお願いします。

◎中村（伸）委員

中村です。すごく、絵が描いてあるし見やすくてわかりやすい、と思うんです。ただ、これを見る機会があるか、っていうのが一番の問題で、やっぱりその地区の総会なり、やっぱりこう集まる機会の時にそういう話を出すなり、まずこの存在を知っているのか、そこが問題で、そういう総会なりで、これを案内するなり、1ページでも2ページでも、ちょっとこの話を出して、そのことがまずは一番大切なのかな、って思っています。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございます。本当にこれはですね、一回配られますと各家庭でもどこにしまっているかな、っていうふうな感じでしまっ放しっていうことも何か多く

あるんじゃないかと思います。今、中村さんご意見いただいたようにこちらの広報センターでも行っております、出前講座とかですね、そういうものを利用いただきまして少しでも内容がわかるようなかたちになればいいな、というふうには感じております。他に挙手、はい、どうぞ須田さん。

◎須田（年）委員

須田でございます。よろしく申し上げます。防災計画の中なんですけど、これからの検討課題として、夏バージョン、冬バージョンはどうするのか、という。これは、私が住んでいる地域のことを言うと、この逃げていくであろう道は非常に雪崩も多く雪も多いという地域なので、やはり夏場こういう時なら、なんですけど、それから雨が降りだとかいろいろあるわけなので、やはり原子力防災の避難計画を立てる上で、やはり夏、冬というような少し冬場はこう回り、とか、ここ、とかっていうふうな、もうちょっと詳しく提示した方がいいんじゃないかなと思うことが1点。

そして、柏崎市役所が新庁舎が建つということで私も建設委員の中に入りましたが、柏崎市役所新庁舎の中に、他には他の市町村にはないんだけど、やはり柏崎はこれだけの原子力発電所を立地しているの、庁舎の中にそれに対応するくらいの施設があっても然るべきだというふうに私は思って、建設委員会の時も発言はしておったんですけど、もうどうなったのかわかりませんが一応意見としては申し上げておきましたけど、私は非常に重要な事でないかなと思います。オフサイトセンターまで行くに、渋滞が絡まればどのくらいかかって行けるのかというのは想像もつかないので、やはり市役所の中できちんとした情報を発信するにはその中にそういう原子力防災に対する対策本部が立てられる状況が正しいと思います。一応意見として申し上げておきます。

◎桑原議長

ありがとうございました。須田さん、それはご意見ということでよろしいですか。それでは他の方おられませんか。じゃあ石田さんちょっと待って。中川さんの次、石田さんお願いします。

◎中川委員

前の防災訓練の時に市のほうから、うちら町内から700mくらいしか進路が離れてないんですけど、そういう地震とかあった場合にはバスが柏崎から来るとかいろいろ言われたんですけども、まあ当然道が通行できない場合は来ないんですけどもそのためにはヘリコプターがあるとか船があるとか、そういう説明があったんですけど、これからまた訓練があるにあたって、船とかヘリの使用訓練みたいなのはあるんですか。市の方に聞きたいんですけどお願いします。

◎桑原議長

柏崎市さん、お答えできればお願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

市の関矢です。前回の訓練も実は海保さんと自衛隊さんでヘリコプターもそうですし、稚谷の港に、沖合に巡視艇を停泊させて、ボートで稚谷の、実は港に入る訓練をやる予定だったんですけども、たまたま前々回かな、前は刈羽村さんがグラウンドのところに自衛隊の双発のヘリコプターをどんと下して、何年か前にはこの

荒浜のこの野球場にもでっかいヘリコプターを下したことがあります。訓練ではあらかじめそういうふうに準備ができるんですけども、いざ災害になった時に地震、津波ですと船とか、難しくなるのかなと。先ほどの須田さんのほうからもありましたように、冬場の季節風の中でヘリが飛んでくるのかな、というような状況もありますので、いろいろな工夫をしながら輸送体制をどうするかというところは、いろいろな機関と考えてるところでありますけれども原則、自家用車を使える方は自家用車で避難していただくと、その後どのくらいの方がやはり自家用車を使わずにバスを待たなきゃいけないのかなと、そういうような試算もしながら、また複合災害で自動車が使えなくなったというような状況もありますので、そういうところをどのように運ぶかというのを今、国も含めて輸送体制も含めて今、協議をしているところでもあります。また訓練は訓練でいろいろな想定をしながら行いたいとは思っております。

◎桑原議長

それでは石田さん、どうぞ。

◎石田委員

はい。まさに私が今お聞きしたいことなんですが、私自身も個人的にも申し訳ないんですが地域、西山町南部地域というところの代表で来てるもんですから、前にも避難して新発田のほうにバスで避難したんですが、コミセンのほうでは近々避難訓練もあるんです。それで、今のお話重複して申し訳ないんですが、私たちは前から私言ってるんですが、バスが来てそれに乗っていくんだと、言うような説明と言いますか、そういうふうな考えでいたんですが、この会でも前にちらっとお話が出たようなんですが、新潟県さんのほうからですね、避難するバスを向かわせるにも業者のバスなのか、どういうバスが来るのか、業者はそういう危ないところのものはダメだとか、っていうような話をちらっとお聞きした記憶が私あるんですが、間違ったら申し訳ないんですけど、そんなことでそういうバスなり、乗用車は個人ですから問題ないんですが、そういった手配は今のところどう進んでいるのか、実際私たちが避難してバスが来るって言うってても避難だから来るんであって、実際はそういった危ないところへはバス会社の運転手は回せないとか、なんていうようなことがなってくると、あれって言うことになるもんですから、こういう機会にちょっとお聞きしたいなと思って発言させていただきました。

◎桑原議長

それは新潟県さんからお聞きするということで。

◎石田委員

どこでも、柏崎市でもいいんですよ。県でも市でもどちらでもいいんですが、ちょっとそのへんの避難に対するですね。

◎桑原議長

わかりました。それではどうでしょう。柏崎市さんでよろしいですか。はい。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

はい。柏崎市、関矢です。バスにつきましては今、新潟県さんと内閣府のほうで、まず県のバス協会のほうに、今、石田様もおっしゃられたように運転手さんの問題、

要は運転手さんも災害の専門家でもありませんし、緊急での作業員でもありませんので原則一般の方と同じ条件で、そういう被ばくの問題。一般の住民の人も乗ってるって言えばそれまでなんですけれども、そういう労基法の関係ですとか、県内どれくらいバスがあるかとか、そういうところを今、協会のほうに話をもって行ってその課題は何があるのか、法的なものであれば国から改正してもらおうとか、そういうところを今、進めております。

ただ近隣、ここでいいますと越後交通さんとか、柏崎タクシーさんとか、以前から防災訓練等では一応訓練ですから配車等は当然来るんですけれども、地元としても地元の営業所さん、もしくは会社さんにやはりどういう課題があるのかと、運転手さんの問題。それと、バスはいっぱいあるけど運転手さんがいない、とか、そういうところもありますので、実働部隊と言われている自衛隊さんとか、そういう方が運転できるのか、とか、そういうところで今、個々の具体的な課題を洗いだして、どういうふうに対応していくか、ということを進めております。

ただ、路線バスは運行中に地震でも原子力災害でも起きるとなかなか戻って来れないというような話もありますので、ああいう路線バスタイプじゃなくて、やっぱり観光バスと言いますか、ちゃんと座席に座って輸送できる、長距離になりますと立ってまさかバスに乗って逃げるといふわけにはいかないと思いますので、そういう車両も。

バスの台数を簡単に言うと、そういういろいろな種類のバスがありますけれども、そういう使える、本当に使えるのがどれだけあるかと、それからなるべく、マイクロとか中型とか、小回りの利くようなバスでないとはやはり大通りだけとは限りませんので、そういうところの使えるような車両も割り出しているというところではあります。

◎石田委員

ちょっといいですか。そうしますと、今回訓練あるんですが、「バスが来るそうだけど、どこのバスがどうなって来るんだかわからない」ということなわけ。「今、検討中だ、バスが来るかどうかかわからない」ということなんでしょうかね、今現在。今月やるんですけど。いざという時に、バスが。そういう考えでバスが来るんですけども、どのバスが来るかまだ、どういうふうになっているのか。そのへんのところで、実際にバスがどういうふうに来るのかということですよ。私たちが知りたいのは。まだ検討中なら検討中でしょうがないけど。それじゃあちょっと。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

今、おっしゃられている訓練というのが。今、二田地区のコミセンさんからバスを使って村上に行こうという、その訓練ではないですか。

◎石田委員

すいません。私の舌足らずでした。訓練はどうにもなるわけなんでそれはいいんですけど、実際じゃあ明日起きるかどうかともわからなかった時にバスは来るのか、いざ PAZ の範囲の中でね。緊急時の時にバスはすぐ振り分けられるような体制が整っているのかどうなのか、そのへんがまず聞きたいですね。いやバス協会がどうだ、っていうそんな話はどうでもいいので。ちょっとピンとはずれでしょうかね。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

すいません。バス会社としては、そういう自治体、国、自治体からの要請があれば配車をするというところの表明はされているんですけども、やはり運転手さんは社員になりますので、そういうところでその、すべての運転手さんが「俺が行く」と言っていただけなのか、やっぱり放射線のことがありますので、「私は実は行けません」と言われた時に、当然拒否できるものであるかどうか、というところのその大もとを今、どういうふうに解決していくか、ということなので要請で対応はするという方針は整っている、ということになっております。

◎桑原議長

ちょっとその前に、新潟県さん何か発言あります。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

柏崎市さんから今、県のほうで取り組みっていうお話もありましたので、ちょっとそのへんについて説明させていただきます。

ご質問があった問題点、それから柏崎市さんのほうで今、説明があった問題点というのが今の課題です。つまり民間人ですので、同じ民間人が避難する中で運転手さんに行ってもらえることができるかどうか、というのはこれは大きな課題だと思います。本来は家の中にこもっていて同じ民間人ですので、そういった方たちに行っていただけか、それをずっと新潟県としては国に言ってきたんですね、というのは「私、行きます」という精神論だけではなかなかできない部分ですので、それはやっぱり労働関係の法律ですとか、そういったものを改正しないと、あるいはそういった仕組みを作らないとできないということがありますので、それをずっとやってきました。3月11日に、これをご報告させていただいたかどうかあれなんですけれども、関係閣僚会議というのが開かれまして、そこでそういうことについて国として真剣に取り組んでくださるといったことが決定されたんですね。それを受けて今、府省会議、関係府省がこの課題が、いま大きな課題が3つあるんですけども、その中のひとつに民間事業者の原災時の労働について検討する、という関係の府省が集まって、やる分科会というのが今開かれてやっている最中です。

おっしゃるように、そういう決まり事じゃなくて、本当にバスが来るのかどうかということだと思うんですね。県としてはやはり住民の皆様の心配と同じイメージをもって考えていかなきゃいけないということで、実効性ある避難計画じゃなきゃダメだということをやっとやりました。いろんな全国の立地の自治体にはいろんな避難計画があって、このバスがここに行くというのをだいたい決めているようなところもあるんですけども、じゃあその実効性がどれだけ担保されているかという、今の運転手さんの問題、それから資材の、バスですね、バスの調達の問題。実はいろんなそういうことをクリアしないといけない、それがならない、っていうのがあります。ですので、私たちが考えている手順としては、まずそれがちゃんと担保できないと避難計画にやっぱり載せられない、というところで今、県としてはいろんなことを実は考えさせていただいて、閣僚会議決定の中にもあったんですけども、その事業者の協力ですね、事業者のほうにどれだけのそういった防災のリソースを用意してもらえるのか、これは経産大臣からも直接そういう指示が出ていると聞いております。ですから、つまり「物」と「人」と揃わなければ

やはりできないことですので、それを今ですね、バス協会、バスの具体の会社を国の方とそれから県と、それから市町村さんにもお話に伺っているところですけども、そういうところを併せて、「何とかならないか」というところをやっているところですよ。

◎石田委員

はい、ありがとうございます。このへんのところは県の主導になるんでしょうかね。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

主導という言い方が適切かどうかというのはあると思うんですね。やはり地域事情がありますから、市町村さんと十分にこれ調整しないとやっぱりやっていけないと思うんですけども、非常に広域的な観点からの防護対策というのは考える必要があると思いますから、例えばバス協会さんとどういうふうに、例えば協定ですね、どう結ぶかとか、そういうことはまず国の方と一緒に今、問題点をどうやったらクリアできるかということと一緒に考えながらやっているところですよ。

◎石田委員

はい、ありがとうございます。一日も早く解決できるようによろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

◎桑原議長

それでは高橋さん。

◎高橋（新）委員

バスの定義っていうのは11人乗り以上でマイクロバスとか小型バスも含むんだそうですが、柏崎ではたぶん150台に満たないくらいだと思います。一番多いのが越後交通ですか、北越後とか何とかいいますがこれは路線バスだけでなく観光バスはどこかに出ている場合もありますし、石黒あたりに行っているバスもあるでしょうし、半分も使えない。それから新潟県全体でも2000台に満たない。

柏崎には入院できる病院が5つあるそうです。その中のベッド数、全部が全部バスで逃げなきゃならんってわけじゃないですが、その人数と単身の高齢者の世帯とか、なんやかんやを新潟県中のバスを集めても1回では運び切れない。もう一回戻ってくるということはまず交通渋滞とか、それから放射線の関係で戻って来れないというのが福島の実態で、浪江町ではちなみに103台登録バスがあったんだそうですが、実際運航してくれたバスは3台しかなかったというふうなことで、後は自衛隊が来るのを待つだけだったんだそうですが、「すぐ来るよ」と言ったけど来れない状態でほとんど来なかったということ。

それから、法制度を変えないと事業者がバス会社の社長が「おまえ行って来い」って言ってもこれはもう放射線管理区域に行って来いってことだから、もう殺人未遂行為になるんでこれはもう国の法律を変えないとバスは使えない、それから1回使ったバスは完全に放射能汚染物質になるんで二度と使えないってことなんで、全部、国なりに、バスとかそういったものを提供するという覚悟がないとダメだし、とにかくバスで逃げられる、逃げるってことは考えるべきじゃないと思います。バスは全然、絶対数が全く足りない。避難弱者って人がだいたい柏崎でも1万人近く

いますけども、これを一発で運ぶっていうことはまず不可能です。

◎桑原議長

ありがとうございました。高橋さんのご意見は、ご意見として承りたいと思います。それでは他に。じゃあ、はい。

◎池野委員

池野です。小さい子を育てている母親としては、まずは子供を迎えに、何かあった場合、行きたくなるんじゃないかなと思うんですけど、母親たちの間でよく話をしていると保育園と小学校、中学校とかいろんな年齢の子供を持つ母親とどこから迎えに行こうとか、自分がその時近くにいたりところから行くんでしょけど、そのへんすごく悩むところかな、と思います。自分も、まあうちの子はまだ小さいのでどこにも行ってないんですけども、小学校に行った場合これを見ると「基本、子供を保護しつつ保護者へ迎えを要請」ってあるんですけど、自分が柏崎市内にいればいいんですけど、たまたま用事で長岡に買い物に行ったりとか、そういうこともあるので、そういった場合こういうことが起きた場合、長岡から柏崎の子供を迎えに行けるのかな、とか道路状況とかも考えると、逆に柏崎からいろんな人が逃げてきて、予想するだけでもすごく渋滞するんだらうな、と思った時に、子供をいつまで、これを見ていると保護者が来るまで先生方が預かってくれていて、もしそれ以上危なくなるとどこかに避難、学校とか保育園単位で避難するのかなと思うんですけど、今保育園とか小学校、中学校はどのように考えているのか教えていただきたい。

◎桑原議長

池野さんのご意見、柏崎市さんですね。柏崎市さん、お願いできますか。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の関矢です。例えばですね、12 ページ 13 ページを見ていただくと、PAZ と UPZ で書いてあるんですが、そこで例えば PAZ で例えますと PAZ 横に警戒事態から全面緊急事態、こう横に流れていくんですが子供さんについては警戒事態、例えば震度 5 弱、前回もちょっとなんかの折に言ったと思うんですけども、学校の震災対策において、震度 5 弱を超えると授業継続困難であろうということで子供さんの引き渡しが始まります。原子力単独の事故等であれば、警戒から始まった時にやはり市の本部でまずはお引き渡しをしましようという流れになったとして、次の施設敷地緊急事態、まあ 10 条通報、EAL の 2 なんですけども、やはり子供さんは放射線弱者、まあ要支援者の中に入りますので、警戒事態から EAL2 にどのくらいの時間的余裕があるのか、ないのかっていうところがちょっと微妙なんですけども、当然先行して避難させるという計画になっておりますので引き渡せなかったお子様につきましては保育園、学校単位で避難させるというところを書いたつもりではいるんですけども、そのへんがちょっと読み取りづらかったのかも知れません。そして、全面緊急事態、ここにもどの程度の時間で到達するかもあるんですけども、原則施設単位で避難した場合には避難先のところで落ち合っただけという計画にしております。例えば、確か島根県さん、松江市あたりだと PAZ は保育園、学校でそのまま引渡しの前に UPZ エリアの、柏崎でいう総合体育館みたいところに施設単位でど

一んと集めて親が逃げる途中で受け取ってまた広域避難するという計画もあるんですけど、我々そこまですると、そこも混んでしまうだろうということでやはり放射性物質、放射線の影響のないところへ早く行って、子供さんをお渡しできればな、と。そういうことであれば勤務の状況だとか複数の子供さんがいた時に小さな子供さんを優先して迎えに行ってもらうとか、小学生まあ中学年以上中学生になれば若干、先生の指導の下にちょっと固まっていたといたくというようなことで避難計画のほう策定しているのが現状であります。

◎桑原議長

ありがとうございました。いずれにしてもあれですよ。保護者の方が迎えに来れなくてどこかで避難するんだとなれば交通手段としては何になるのかというのがやっぱり問題になってくるんじゃないかとも思いますけども。

他にございませんでしょうか。はい。

◎池野委員

あの、すいません。ちょっとよくわからなかったんですけども。5弱だと引き渡し開始で迎えに行けなかった場合、避難するという。避難先っていうのは、この地域ごとの小学校、中学校がこれと同じ場所に行くということ。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

すいません。ガイドブックにちょっとそのへんがちょっと足らなかったかなというふうに考えているんですけども、原則その小中学校、保育園がある住所でどのコミュニティ地区に属しているかで行き先が決まっています。以前もお話があったんですけども、荒浜小学校、松浜中学校、例えばあと西山の小中学校がPAZが、西山だとPAZとUPZの子供さんが小学校に行っていると。高浜ですと北側ですので村上のほうへ行くんですけども松浜中学校と荒浜小学校自体が荒浜松波のコミュニティに属してますので糸魚川に行ってしまうんですね。そうすると本来、高浜地区の子供さんが小中学校に行っていた時に、事が起こると一時期、全然反対側に親子が分断されるという状況が実はあります。そういうところを今、学校の避難計画の中では子供さんを分けて向こうとこっちへ分けて動かすというのはたぶん、ましてや発電所を横切っていくようなことはもう避けなきゃいけないということで、学校でそういう場合でも確実に面倒見るので、わかる、ここに行ったとわかることを示して、その災害の状況を見ながら行政が本来のところに輸送をかけるのか、たまたま親戚の方が違う市町村にいて、ちょっと迎えに行くとかいろいろなケースが考えられるんですが、原則は小学校が存在する地域の避難先に避難するということになってもう既に市内の小中学校では一般災害も含めて防災計画をもっておりますので、この3月につくって、4月の職員の先生方の移動が終わった4月で体制を決めていただくということで市内の小中学校にはもうその計画をつくってもらっているというのが現状であります。

◎桑原議長

高橋さん、どうぞ。

◎高橋（新）委員

関矢さん、このガイドブックの中にこれの4-3のページから先の部分がこれには

載せてないよね。関矢さんいろいろ説明してくれるけれどもこれの 4-3 から 4-5 までは学校・保育園等（在校・在園時）となって、関矢さん立派なの作ってあるのを説明してないんだけど、これやっぱり次回この部分作って皆さんにお渡ししたらどうですか。

◎桑原議長

いずれにしましても今、高橋新一さんから出たようなことも含めまして、このガイドブックというのはまだ完成したわけじゃなくてまだ検討課題のものを決まり次第また更新するというかたちになっていると思うんですが、そういう考え方で柏崎市さんよろしいんでしょうか。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

すいません。広域避難計画の 4-3 からの表のことを言われていると思います。私共は今ほど 12 ページ 13 ページというガイドブック、これを避難計画だとちょっと細かく書きすぎているかなということでガイドブックでは 12 ページ 13 ページで。ましてや PAZ と UPZ を避難計画で分けて書いてあるのでそれを逆に同時系列でそれぞれがどんな概ね行動をとらなければいけないのかな、というふうに書き直したとか、示し直したのが 12 ページ 13 ページというところになっているというふうに我々はちょっと考えております。

◎桑原議長

千原さん、どうぞ。

◎千原委員

千原でございます。よろしく申し上げます。今バスの件とガイドブックの件がありますけども、みんな他人任せですね。例えばガイドブックの件については完璧なものを作ってくれというふうな要求というのは、これは不可能なんで、自分なりに解釈をして避難というのはできるものだと思っております。

もう一つはバスの件ですけども、今高橋さんが言ったみたいにバスなんてほとんどあてにならないんですね。自家用車っていうので移動しなさいってことを言っているわけ。私は今そんな余計なことを言ったんですけど自家用車についての移動の方法について一言。これは市か刈羽村か、県か国かわかんないですけども、スマートインターというですね、西山にインターチェンジがあって柏崎にある。5 k m 圏内のちょうど真ん中に発電所があってですね、例えば 10 k m 圏内でも柏崎の人は 5 k m 圏内の人を待っていて乗るんじゃなくて自分から先に乗りますよ、柏崎のインターからどンドンどンドン。柏崎の人は乗っていく。一番肝心な 5 k m 圏内の人間がそこで順番待ちをしなきゃいけない。そこで曾地の例えばスマートインターっていうのがですね、非常に効果が有る、避難道路としてですね、効果が出てくるんだろうと思うけども、そういう動きというのが出たりしぼんだり、出たりしぼんだりしている。例えば総合庁舎の問題にしろですね、もっといわゆる原子力災害について最優先しなければならない。我々は真剣に考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っている。自家用車だと、簡単に移動できるし、それから若干の荷物も持って出られるんです。高橋さんが先ほど技大で話した時には、丸裸で出て戻れない、二度とその場所へ戻れないっていう時には何を持って出られるか。バス

の場合には待っていて、バスに乗るにもいっぱい持ったら人も乗れないというふうな。いつ来るかわからないバスを待っているわけですね。やっぱり自家用車で逃げる時に一番移動できるようなスマートインターとかですね、そういうものの原子力防災としては考えていった方がいいんじゃないか、というふうに思っております。

◎桑原議長

それはご意見ということでよろしいでしょうか。計画があるかどうかというお答を、っていうことですね。柏崎市さんいかがですか。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市、関矢です。今のお話は、やはりいろいろなところから、曾地から 8 号もありますし、高速もまあ横切っているのでそういうふうなまあ、スマートインターが良いのか、本当のインターが良いのかっていうところがありますが、そういうことで市の内部でも当然検討なりはしております。ただ、それ以前にまだ 8 号バイパスですとか、352 の荒浜のバイパスですとか、今、松波方面の拡幅がかなり進んでいる状況と、松波から 8 号に抜ける路線、そういうところのまだまだ道路の拡幅とか整備がなかなか。国はこう、避難道路ということで優先順位は上げてくれるとは言ってもなかなか、市も要望しても進まないという現状がありますので、そのインターについては検討して、いろいろ、経費を試算したり、刈羽村さんのほうでも何かそういう構想をもう考えられているのかな、ということですが、まあいずれにしてもまずは今主要なところを先に進めてもらって次のステップと、というのが市の状況になっております。

◎千原委員

今、市のほうで、8 号とか荒浜の 352 のバイパスとかって言ってますけども避難というのには直接関係ないんです。バイパスってというのは例えば向こうのほうの鯨波のほうからこちらのほうに抜けてくるような道路。今ここに高速道路というのがあって、この前 3 つ大きな震災を受けました。確かにその福島の場合には相当のダメージはありましたけども、復旧が非常に速いくらいにあまりダメージのないような高速道路でしたですね。中越地震の時も高速道路はあまりダメージはありません。柏崎沖ってというのは尚更ダメージはなかったわけですよ。と、いうふうな高速道路はそんなにというかですね、そんなにダメージのないものだというふうに思っておりますから、逃げる時の幹線道路として高速道路は有効に使うということが考えられるんですね。その時の乗る手段としてスマートインターっていうのを検討していただけないか、ということなんです。

◎桑原議長

それは要望ということでよろしいですね。明確なお答えは今出ないと思いますので。それじゃあ高桑さん。すいません、高桑さんの次じゃあ石坂さんお願いします。

◎高桑委員

高桑です。まず刈羽村にちょっとお聞きしたいと思えますけど。刈羽村は 1 年早く保存版が出ましたけれどもいやにあっさりとしておりまして細かいところが何もよくわかりません。それで、たったひとつの例ですけれども先ほどの保育園の問題、小学校、中学校と刈羽村にもその 3 つがあるわけですけれども、その人たちについ

てはさつき関矢さんがお話になったように、まずさつきと子供たちを連れて先生方のほうで村上なり、糸魚川なりに逃げるのかと、そのへんのところはどうか。それから、とうりんぼうのところでサッカーをしている子供達なんかはどういうふうにしてどうやっていくのか、とそういうところが一つお聞きしたいのと、それから原則として自家用車で避難してくださいと書いてあります。何か原則として自家用車というとてもスムーズに避難できそうなイメージがちょっと湧くんですけど、実際に例えば夜、かなりの人口がきちんと刈羽村に居た場合、全戸が自家用車で逃げた場合には、何台の自家用車を想定して、何台くらい動くというふうに想定しているのか、その想定のもとでどういうふうにくまなくいくのかということをお考えになっているのか、それが2点目。それからもうひとつは、先ほども言いましたが、かなりわかりやすいといえればわかりやすいです。細かいところが何もよくわからない状態のガイドブックになっていると思うんですけども、そちらのほうで村のほうで、もう少し細かいことについて説明をするような機会を各集落ごとに持つとか、そういうようなご計画はあるのかどうか、とりあえず3点お聞きしたいのと、それから原子力規制庁にもちょっとお願いしたいので、とりあえず刈羽村でちょっとお願いします。

◎桑原議長

今ほどの高桑さんの件はですね、刈羽村さんご回答をお願いします。

◎太田総務課長（刈羽村）

はい、刈羽村の総務課長太田でございます。

このために来たみたいなのなので、ちょっとこれについて詳しく説明させていただきたいと思います。実はですね、26年の10月に避難計画バージョン1というのを作りました。これは全戸に配布しておりません。これにつきましては消防団ですとか区長さん方にご説明をした内容でございます。この時にあまりにも複雑すぎるというか、一軒一軒の皆さんがそれを全部読んで頭に入るものなのか、というふうな話がありました。実際はこの避難計画と同時に作りました原子力防災編、これも一緒に説明したんですけども、実際この分厚いものがどれだけ頭に入るのか、ということでそれもあまり好評ではありませんでした。この時に一番皆さんでせめて表紙だけ見てくれ、ということで、中身はともかく表紙だけ見てくれ、ということで表紙に8項目の注意事項だけ入れました。要は情報を得るように、無線にはちゃんと乾電池をセットしてくれ、とか。それから自動車については、ガソリンは半分以下になったら早めに入れてくれ、というような日頃の注意事項も入れたんですが、それすら頭になんか入らないよ、というふうなことで実際にこのガイドブックを作った時には3点に絞りました。それも表紙に入れました。あまりにもあっさりしすぎているねっかという話だったんですけども、うちのほうは原子力だけじゃなくて他の風水害も一緒だったので、せめて、せめてこれくらいは読んでいただきたい。疑問があったら聞いていただきたいということでこれを作りました。残念ながらこれも雑誌回収の日に出されている事実があります。実際はそんなところなんですね。だからこれについては非常に細かく書けばいいな、というものではないな、と思いました。そこが1点です。

それから、保育園等の話なんですけども。学校、保育園は先ほど柏崎市さんからもご説明があったようにそれぞれの施設ごとに避難計画等が既に作ってあって周知してあります。子供達は弱者の部類に入りますので、刈羽村は PAZ ですので一番最初の警戒の時に既に準備しなさい。一般の人が準備しなければいけない時に既に GO ということで逃げなさい、ということになります。保育所、学校単位ということになります。基本的に保育所、学校単位というのはですね、まず最初に柏崎市さんのおっしゃるように自家用車で避難が原則ですので親から迎えに来てもらいます。親のほうに連絡をする術、今はメール等で一斉配信というので各ご家庭というか保護者の方とできるようなシステムが構築されておりますので、そこで迎えに来てくれということになります。迎えに来てもらうのが、まだ PAZ の場合は漏れる前ですので、まず入ってきてもらって子供を連れて逃げてもらうという想定でございます。

それから何台、っていうことなんですけれどもこれ実際は刈羽村で持っている台数、数字的には今日持ってきませんでしたけども、乗り合いで 1 台に 2. 何人。3 人までは乗らなくて、2. 何人乗ればいくらの台数はあります。その台数で乗り合わせをしてくださいというようなことであれば全員が避難、基本的にはできると。数字的な話ですけどね、ただどこれが昼間なのか夜なのか、渋滞したらどうなるのか、ということにつきましてはまずどういう準備がそれぞれ皆さんできるのか、同時によーいドンでエンジン、キーをかけるのかどうか、そのへんも定かではありませんので、それはやってみないとわからないところがあると。同時によーいドンで道路に全世帯が出て渋滞しないのかといたら、たぶん渋滞するでしょう。ですけども、渋滞はしても逃げる方向は決まっておりますので、基本的にはいずれ時間の問題で解決するだろうと思っております。

あと、集落のほうで説明する機会はないのか、という時に先ほど言ったようにこれらを配ってもほとんど集落の皆さんが関心を持ってくれないと役場で集まってくれと言っても過去の事例で、集落の役員さんが集まってくれるのが限界でした。それで逆なんですけど、これとかですね、それから避難計画のこのバージョンは消防団や区長さん方には説明してありまして、尚且つ区長さん方には集落のほうで希望があれば、たぶん高桑さんにも一度ご説明したかと思うんですけども、村のほうに要請があれば村のほうで集まっていただけのサークルでも集落でも結構ですので村のほうで出向いて説明させてもらいたい、というふうなことを区長さん方にもお願いしてあります。実際は今それで、来いよ、と言ってくれた集落が 2 集落しかないもので、他の集落にはまた。区長会は年に 3、4 回あるのでその都度ぜひ行かしてくれというふうにはお願いはしてるんですけどもなかなか。実際このセンターでやっている出前講座もぜひやってくれというんですけどもなかなかそれも実現にいかないところなんですけども、村のほうでこれをやるから一般の人に来てくださいという手法は今取っておりません。あくまでも皆さんのほうで聞く耳をもってくれた時に、そこに出かけて行ってお話をしたいと、いうふうなところがあります。細かなところは書いてないというのは先ほど言った理由によるもので、基本的に細かな説明は実際避難の時に誘導しなければならぬ人たち、実際避難の時に一軒一軒回って確認しなければならぬ人たち、いわゆる地域のリーダー等にはそれなりに説明をしてある

つもりでございます。以上です。

◎高桑委員

私は先ほど中村さんが総会のような時に説明したらいかがですか、というのには非常に「ああ」と思いました。なかなか呼ばれば行きますよ、と言われてもこれちょっと関心を持って読めば大変だと思ってもっと詳しく知りたいと思いますが、そのきっかけを失っているとなかなかその関心は湧かないというのが現実だと思うんですよね。ですから総会が必ず集落ごとにあると思いますので総会の日程を調整してもらおうようにして、何とか総会に必ず説明を1回はすると、集落ごとに。そういうことをすれば総会はかなり的人数がきちんと1軒一人、ほぼ原則的には集まってくると思いますので、そういうような少し村のほうから積極的なかたちで、待つ姿勢じゃなくて出る姿勢でやっていただくのも手かなと思います。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

◎桑原議長

どうぞ。

◎太田総務課長（刈羽村）

まさにそういう機会にさせてください、と。ただ、区長が嫌だというものに我々が押し掛けますというふうなことは今言っておりません。ですが、区長さん方には本当に年に4回ある区長会で、毎回こういうものがあるのでぜひ行かせてください、と。総会であろうと、役員だけでもいいですので、というふうなことを言っておりますので、そのへんについては高桑さんのご意見を参考にまた強く区長方にご要望したいというふうに思っております。ありがとうございました。

◎高桑委員

強制くらいな感じでお願ひしてもらいたいと思います。申し訳ない、時間がないところすみません。規制委員会にちょっとお願いですけれども、この間もちょっと話題になりましたが、熊本の地震を経てみますと屋内退避ということの難しさということがありますよね。どうしてもこの防災はそちらの方の出した原子力災害対策指針ですか、それに基づいて県が考え、市が考え、村が考え、というふうになっていくのでどうしてもその防災指針のところでどう考えるか、ということがとても重要だと思うんですけれども、この防災指針には屋内退避ができないかも知れないということも含めた複合災害の観点で全く私は抜けた指針ではないかというふうに考えています。実際には原子力の事故というのは複合で起こることの方がずっと現実味があるように思いますので、ぜひ指針の中で改めて複合災害になった時のことはどうするのか、例えば屋内退避ができない時はどうするのか、そういうことも含めた、もう少しきちんと住民が納得「これだったら少しは指針として意味があって納得できる点があるかも知れない」というふうに思えるような指針の見直しということをぜひやってもらいたい。それから規制委員会は常々防災については自分たちの権限ではないと、指針を出したから後は権限ではないと言ってますけれども、それは原子力規制委員会は国民の安全や何かを守ることが目的に書いてあったと思いますけれどもその点から見たら避難ということは非常に大きな安全を守るための方法ですよね。その点を自分たちの仕事ではないというかたちで内閣府のほうに

下ろして内閣府で相談してもらおうんだというふうな対応の仕方というのは非常にその目的からいっても目的を果たさないのではないかと思いますし、住民から見るととても不親切な委員会だなあというふうな印象です。ぜひ、見直しと同時にもう少し防災について規制委員会がきちんと責任をもってその防災の実効性がどうなのかということをちゃんと検討できるような、そういう委員会になってもらいたいと、これは要望、強い要望です。先回も言いましたけどよろしくお願いします。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは要望ということで。石坂さん、どうぞ。

◎石坂委員

石坂です。先ほど刈羽村太田さん、本当に良いことを言っていたかと思っておりました。柏崎のこの防災ガイドブックですけれども、さっと見ると、「こういった時はどうすんだ、こういった時はどうすんだ」というツッコミっていうか疑問は本当にたくさん湧いてくるんですが、先ほどから関矢さんからご説明をいただいている内容を見るとだいたいそういったところは全てここにあり、書いてある。読み込みができるかできないか、というようなところがある。それもやはり以前、先ほど高橋さんのお話の中にもありました前の防災の厚いやつですよ。ああいったものを出来るだけ凝縮して見やすくしてこういうかたちにしたっていうところはよくわかるんですけれども、まだやっぱりわかりにくい、わかりにくいという読み込みめないという事実があるのはこれ事実だと思います。こういった市民に配るものというのは、いかに良くわかるか、というところだと思うんですよ。この12、13ページのこの警戒事態 EAL、この事態に応じていろんな教科書通りの行動を取るべき、と取るようにと書いてあるんですが現実的にはやはり教科書通りの行動なんか取れっこない可能性のほうが随分高いわけでありまして、そうなった時にはやはり避難手段の問題、バス含めた手段の問題とか含めてですね最終的には自分はどこにたどり着けばいいんだということが明確にわかるような、本当にそこに絞った、何か別冊というか、ぺら紙1枚でもいいし、各個人が自分の名前と住所と含めて携帯するパスカードみたいなものでもいいですけれども、まあ今思いつきで言っているわけですけれどもそういうふうなものがあったらいいのかな、というふうに思いました。それだけもう情報を単純化した、集約したものがあつた方がいいんじゃないかと思っています。

そういうふうなことを含めて考えても、実際にこうやって机上でいろいろやっても、実際にはほとんど、ほとんどうまくいかないという怒られるんですけど、やはり何回机上のこういった会議を何百回繰り返してもやっぱり実際の、実施というか訓練というかですね、その1回にやっぱり及ばないというふうに思っていますので、これやはりあくまでもこういった訓練、計画を作ったら訓練の繰り返しでしか絶対に習熟というか習得しないと思いますので、まあ非常に大規模なものになると思います。先ほど石田さんがお話になられた、この後防災の何かあるって、我々知りませんでしたけど、そういうエリア限定したみたいなやつもあるのかも知れませんが、やはり全市を対象とした、というところちょっと難しいのかもしれない

んけれども、本当にその時のことを想定したような大規模な訓練をやはりこれから計画していただくべきなのかな、というふうに思います。意見です。

◎桑原議長

ご意見ということで。はい。それではですね、ちょっと時間も無くなってきたんですが、ちょっと発言されてない方を優先にですね。それじゃあ石川さんどうぞ。

◎石川委員

発言してるんですけどすいません。私、先ほどの高桑さんの意見に全く同感なんですけど、原子力災害というのは本当に複合災害だと思うんですね。ですから、UPZで屋内退避っていうことがずっと出ているわけですけども、私の住む、えんま通りなんていうのは中越沖の時はほとんど全壊、倒壊した建物が多くて居続けるなんていうことはまず難しいですよ。いろんなことを細かくここに載せるのは難しいのかも知れませんが単純にこの屋内退避っていうのをUPZに当てはめるのはとても現実的ではないと思います。

もう1点、UPZでのヨウ素剤の緊急配布ということなんですが、22ページですね。緊急配布ってどうやって配るのかっていう。これは私、他の会議でもいつも申し上げてるんですけど、この会議でも改めて言いますと、実際無理だと思います。その時になって緊急配布というのは、どなたがおやりになるのかわかりませんが、それこそそんな説明会みたいなことはしてもらえないわけですよ。医師、薬剤師が協力なんていつある会議でも書いてありましたけれども、そんな協力してくれる人探すなんていうこと困難極まることでみんな先に逃げると思います。それよりも現実的なのはUPZにおいてもPAZにおいても学校に配置されているわけですよ。それをどのようにしてまず学校のある日であれば学校で配るというようなことをどこかマニュアルに載せていただいた方が現実的だと思います。例えば健康診断ありますよね生徒さんが受ける。あのときに簡単な甲状腺チェックみたいなことを義務付けるとか、いろんな方法があると思うんですね、事前アンケートを取って問題がないのであれば学校で配る。PAZで配布されていてもランドセルの中に入れて持ち歩いていることは、まずありえないと思うんですね。ですから今日もある学校薬剤師の仕事で行ったんですけども校長室にありました。でも養護の先生も誰も知らない、校長先生はさすがに知っていましたけれども。ですから学校でもその程度の「学校にあるんですか」と言っている先生もいらしたくらいなんでもうちょっとそのへん、教育委員会から徹底していただいたほうがいいのかなと思いました。

あと、すいませんもう1点。大変かと思うんですけど風向きによって避難先を変更するっていうことは可能なんでしょうか。これは質問です。

◎桑原議長

それはどなたへの質問で。

◎石川委員

柏崎市さんでも、県でもよろしいんですけど。その時の状況によっては風下のほうに向かって走るということはあると思いますよ。

◎桑原議長

その件については前からね、そういう問題が出ていますが。新潟県さん、柏崎市

さん、どちらかお答え願えれば。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

まず、県の広域調整の観点からお答えします。

私たちのほうで 26 年 3 月に広域避難行動指針というのを策定しております。つまり先ほども申し上げました原子力災害というのは非常に広域にわたるわけなのでやはり全体のバランスを考えないと、例えば一つのところに集中したり、何かそういうことがあっては合理的な避難なりはできないということから、県の調整が入るわけですけれども、その 26 年 3 月に出した広域避難の行動指針の中で複数方向に避難するということを示しています。昨年夏にですね、UPZ まで避難先を決めてはいます。ただですね、今一気に複数、この場所についてということになりますとやはりその対の関係になりますので、避難元と避難先という対の関係になりますので、非常にその、避難してからどうやって行くかとか、そういうことを非常に決めていかなきゃいけない中で混乱が大きいので、まずは一方向を決めてその調整をして、それから今 2 方向ということになってますので、その行先を市町村さんとも調整をしながら決めていくと、そういう段取りで進めているところです。災害対策指針の中では複数方向というのを決めております。

◎桑原議長

はい。それではですね、今日まだご発言のない方からご指名をさせていただきたいと思います。それでは三井田委員さん、はい。

◎三井田委員

はい。柏崎市さんと県さん、それぞれ聞きたいことがあるんですが。柏崎市さん、私、市民なんですけど、もしかしたら村の、刈羽村さんも教えていただければと思うなんですけど、今私刈羽村のマニュアルちょっと拝見してないんであれなんですけど、要は担当課の方が思い描いてらっしゃる、まあこういうふうにやります、っていう部分を実際その起きたらその各避難所に職員を派遣しますと書いてあるんですが、正直ざっくりですけど、どのくらいのレベルまで関連する方々に浸透してらっしゃって、どういう命令指揮系統で、っていうところまで具体的にになっているのかっていうのを教えていただきたいのが 1 点と、先ほど来いろいろな方から話が出てますけど、例えばバスの調達が今現状困難だという状況で、もし今なったらその避難所に、指定の場所でいつまで待ってても来ないのでここでは集まらないでくださいということを具体的に指示したりとか、こことこことここにはバスを何とか行くけど他のところはそこに行ってくださいとか、何とかして乗合で逃げてください、とか。そういうふうな私たちのその現状に即した具体的な指示を誰が出してどうやるのか、っていうことまで考えてらっしゃるのかというのを市さんと村さんにお聞きしたいのと、新潟県さんにお伺いしたいのが、今回の市さんとか村さんのマニュアル、それぞれ細かいところまでやるのはそういう市町村さんでしようけど、県さんのほうで把握してチェックしてここまで言っちゃダメなんじゃないのかという指導とか、もしくはバックアップとかをされていらっしゃるのかをお聞かせください。

◎桑原議長

柏崎市さん、刈羽村さん、それから新潟県さんの順でお答えをちょっとお願いし

たいと思います。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市、関矢です。今あの避難所、複合災害の場合に、まず地震発生で柏崎市では、自然災害編というところに、また後で見ただければと思うんですが、率先して開く避難所というところが位置付けられておりまして、それがだいたい小中学校、コミセンの体育館というところで、震度 5 弱以上だと休日夜間も含めて最低でも 2 人の鍵当番が既に決まっております。避難所開設マニュアルも熟読していただいてこの前の水害での訓練でも避難所開設訓練ということで市内のほぼ全域に鍵当番がいて開けるという訓練も実はしました。ただ、原子力災害にそこに輪をかけて、ただすべてのバスの集合場所というところはかなり数が多いので、コミュニティセンター、31 ありますが、そこに地区への職員派遣ということで、その鍵当番とは別の人間を向かわせるというふうなマニュアルとなっております。そして、そういうことで職員の配置については原則定めておりますが、そこまでガイドブックの方には記載しておりません。ただ各施設については、市の職員の誰が鍵当番か、というのはコミュニティセンターであればその事務局、学校等であれば学校のほうに一応事前に誰が来るんだというのはお知らせしてあります。そういうことで、31 のコミュニティセンターに職員を派遣する場合でもそこと被らないように、3 名から 5 名一応派遣すると、ただ複合災害でやっぱり市の職員そのものも生存していて登庁できて、という条件があるのでそういう点でまあ最低でも 3 名から 5 名というのはそういうところも考慮して実はマニュアルの方も既に作っております。そういうところはまあガイドブックでは事細かにお示ししてありませんが、そこが実情であります。

そこで避難の指示は原則、あらゆる行政の情報伝達手段で行いますが、聞こえないという状況もありますので、その地区に派遣した職員には、今コミュニティセンターにも常時置いてますし派遣する職員も IP 無線機という、まあ携帯に似たタイプの無線機なんですけど、それを持って現地に行きますので市の本部のほうから、例えば避難指示ですとか、そういうもので地域の拠点には最低伝達できる仕組みにしております。コミュニティセンターでは既に地区防災会というその各町内会が自主防災組織を作っていたら、コミュニティをピラミッドの頂点として自主防災会さんがそこにぶら下がっていると、今消防団のほうにもそのコミュニティセンターが地区の防災拠点になるということで、消防団の各分団、もしくは班、そういうところも確実な情報伝達を考えるとある程度分団ごとの指揮命令ができる方もコミュニティセンターに消防団の本部を置いてくれと、現地本部を置いてくれというふうなお願いをしてそういう仕組みに作っていただいておりますので、そこが今、市の実情です。

◎桑原議長

ありがとうございました。時間がちょっと差し迫ってきたんですが的確にお答えをお願いをしたいと思います。刈羽村さんお願いします。

◎太田総務課長（刈羽村）

はい。刈羽村の太田でございます。原子力防災につきましては基本的に市だとか、

村とか単体で原案が作れるものではなくて、基本的に広域ですので国が決めたもの、それに基づいて県が決め、それに基づいて市や村が決めてますので中身を見ると、ほとんど広域的な避難計画は同じ、ほとんど似通っているというふうに言って間違いないと思います。刈羽村の場合の指揮系統ですけれども、当然指揮を出すのは村長です。地域防災計画でも地域という格好がつかますので村長が出します。情報は全て県や国、事業所から集めたものを村長の責任で発布するということになります。方法についてはいろいろ携帯ですとかエリアメールとかいろいろありますが、基本的には防災行政無線で出します。それと、その指揮系統の中でそういう体制ができているのか、というと過去の2回の地震の例を挙げれば、災害対策本部に消防、それから自衛隊、それから福祉事業者等が一堂に会して、そして力強いのがそこに報道の人も一緒に入ってくれますので決まったことはすぐ情報として流れると、村内には防災行政無線が流すというかたちでやった経緯があります。

あと刈羽村の場合は、一番このまた単純にこの冊子の一番最後のページになりますが、最後のページに避難場所等が丸つけてあって、地区拠点というのが5か所あります。バス等はこの地区拠点に来ることになっておりまして、各区長さん方には地区拠点にそれぞれの集まった地域で集まったところの指定された人たちを乗り合わせで地区拠点まで運んでもらいたい。消防団にも、各消防団は地区ごとのエリアの団ですので、この地区拠点に運んでいただければここにバスが集合するというふうな連絡体制が計画ではあります。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは新潟県さん、お願いできますか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

柏崎市、刈羽村が策定されるその避難計画を事前に県が確認しているかというご質問ですけれども、これは私共のほうで確認させていただいております。と、申しますのはやはり原子力防災、原子力災害は広域に及ぶものですのでその観点から全体のバランスが取れたものでなければならぬということがその実態としてあります。

もう一つは制度上なんですけど、災害対策基本法という法律があります。国、県、市町村とそれぞれ防災計画を策定するというふうに義務付けされているんですけども、この中で市町村の防災計画につきましては、その県の防災計画に抵触するものであってはならない、という規定がございます。そういった観点からもその防災計画を具体化する避難計画と言いますか、こういったガイドブックも含めてになりますが、そういったものについては県のほうでご相談をいただいて確認をさせていただいているということです。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。ではですね、竹内委員さんお願いします。

◎竹内委員

はい。竹内です。ちょっと感想みたいになっちゃいますが。実は私、この冊子を初めて見ました。申し訳ありません。こういうのはやはり我々働いている人間からすると家に居る人にちょっとすべてをこういうのを預けちゃっていて、なかなか見

る機会がないなあということではあるんですが、先ほど池野さんからご意見があって、やはり働きに出ていて子供を預けてたりする状況、私も一緒です。本当に共感するわけですが、柏崎市でいうと今、生産年齢人口が60%くらいあるんでしょうかね。実際働きに出ていて、実際人が起きている間の週の半分くらいは会社に勤めていたり、我々みたいな業種だとそこからさらに現場に行ったり、こういう中でなかなかそういう人たちに臨機応変な対応を任せるといようなことになる、例えば1ページ目2ページ目になるんですかね、「自分勝手な判断は危険」とあるわけですが、自分勝手な判断で動かざるを得ないことになるんじゃないかと、こういうふうに思います。そういう中で行政さんをお願いしたいのは、我々企業もこういう問題は結構、まあ管理者としては結構重要な問題だと思ひまして、企業とかにもちょっとこうしてほしいと、こういう動きを奨励してほしいと、そういった行動原理だけでもいいんでちょっと説明いただきたいなというふうにも思ひました。やはりPAZ、UPZの説明を見ている限りは私共の企業には特に当てはまらないなというふうに思ひました。

あと、あの、もう1点。国に対してこれはお願いすべきことかどうかわかりません。感想程度に聞いていただきたいですが、こういった防災発災時の国の責任ということが大分昔から議論されるわけですが、例えばですね、こういう避難計画があって、これが何とか履行できる格好であるならばみんなも許容、原発の云々に関してもそういう理解が出来上がるのではないかという、そういう観点からですね、例えばそのPAZに関して、避難弱者がしっかりと逃げられたことを国の責任でもってやはり最後は確認していただくとかね、自衛隊がしっかりと来て、最後すべての家を回ります、くらいのことが強く言うていただける状態ができると我々も安心してね、またそういった議論に向き合えるのかな、というふうに思ひました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。ご意見ということで。それでは最後になりますが、高橋優一さんお願いします。そうしたら高橋さんの次に須田さんということで。はい。

◎高橋（優）委員

私、高橋ですが、先ほどのヨウ素剤の関係で1点だけ聞かせていただきたいと思うんですが。前にも質問させていただいたんですが、新1年生、新中学1年生になると改めて問診票が配られて回答をもらってそれこそ回収して校長室にあるということなんですが、実際にその回答されたのを見たことはないんですが、元の学校の先生の話によるとヨウ素過敏症とかのところに欄の下には不明というところにほとんど丸が付いているということなんですが、これは例えば学校医がいると思いますが、そういう検診があると思うんですが、そういう時にそのヨウ素過敏症であるかどうかとかがっていつかの問診というのは医師が聞いてそういうことが確認されたうえで今の状態があるんでしょうか。それとも不明は不明のまま事故が起きるまでそのままになっているんでしょうか。その点だけちょっとお聞かせ願ひたいと思うんですが。

◎桑原議長

それは、あの高橋さん、柏崎市さんに。じゃあ、柏崎市さんお願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市、関矢です。今ほどの現在の小中学校、新1年生につきましては、安定ヨウ素剤でヨウ素過敏症と、他の関係で医者にかかった時に言われたことがあるかというアンケートになってます。実は今回、今 PAZ で行っている安定ヨウ素剤の事前配布のチェックシートと呼んでおりますが、そういうのも今現在持っている病気、もしくは服用している薬、そういうものがどういうものがあるとか、ないとか、私もいろいろ調べたんですけども健康診断でお医者さんが、「あなたヨウ素過敏症ですよ」と簡単に、健康診断で出せるのか、というところが不明でいろいろお医者さんにも聞くんですけども何かのきっかけ、例えば CT の造影剤を打った時に軽めのやつをやって皮膚に発疹が出るとか、そういうことをやって本当に造影剤を打つとか、やっぱりあの、パッと見た目で元気な子が過敏症というふうな診断が難しいというところで他の罹っている病気とかの関連でやっぱりそういうところを突き詰めていかないと、というような話を聞いております。現状も事前配布についてもいろいろ薬剤師さんも含めて薬の飲み合わせとか、今ある病気を踏まえて、最終的にお医者さんから飲めるか飲めないかの問診をやっていただくということなので、不明のところは結果的には飲んでみなければわからないというところになるろうかと思えます。今現在も確認表、チェックシート持ってきて、ない、ない、ない、ない、で来てる人は問題なく結果的にヨウ素剤をお渡ししているもので、まあそういうことで、国の方のヨウ素安定剤の配布、服用についてというものが出されている中でも結果的には飲んで何か起きたら対処しなさい、というところで終わってますので、今その現状で動いているのが実情になっております。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、最後にですね、須田さん、お願いをいたします。

◎須田（聖）委員

須田聖子です。今日は皆様のご意見をいろいろ聞きまして勉強になりました。ありがとうございました。私の意見としてはそうですね、2 ページ 3 ページの情報はここからというこのページを見まして、様々な情報が取れる仕組みになっているんだなあと思います。この情報が全て共通して正しい情報を流してほしいと願います。特にマスコミさんたちは、こうなんて言うんでしょう、大袈裟というか不安を煽るような、なんかそういうふうな感じではなく本当に正確な情報を流していただきたいと思えます。

あと、この防災のガイドブックは災害が起きたら本領を発揮されるんでしょうけど、東京電力にはこの原子力災害が起きないようにしっかりと頑張してほしいと願っております。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。

それではですね、予定の時間も近くなってまいりました。実は今日のフリートークで時間があつたらですね、今日、実は冒頭申し上げましたように長岡技術科学大学の学生さんとの対話集会に 8 名の方から出席をいただきました。今日その感想等を

お聞きしようと思ったんですが時間がないので次回以降の中でまた皆さんから感想をいただきたいと思いますのでご了解をいただきたいと思います。

それではですね、本日の議題は全て終わったんですが、委員の皆さんの中にお願いいいということで、アンケートとですね、運営委員会の出席の割り振り表というのがございます。これはですね、昨年実施した視察と勉強会の件なんですが、これをお持ちになって7月15日までに回答をしていただきたいというお願いが一つと、もう一つは運営委員会への追加の出席の割り振り表というのが半ば強制的みたいなかたちで皆さんのところにお配りしましたが、実は定例会で出していただく議題等を含んで皆さんの中から広くご意見を出していただいた方がいいんじゃないかというようなことで、こういうふうな日程で一応運営委員会で決めさせていただきまして、ここに書いてあるように都合が悪い方は他の委員さんと変わっていただくとか、ということで調整して出ていただければありがたいな、というふうに思っております。それから、この運営委員会に出ていただいて皆さんのご意見を広くお聞きするという事なんですが、意見交換には決定権というのは一応ないというふうにご理解をいただきたいということでお願いをしたいと思います。

それではですね、本日の議題は全部終了いたしましたので事務局のほうにマイクを渡したいと思います。お願いします。

◎事務局

それでは事務局のほうから次回の定例会について1点だけ説明させていただきます。次回の第158回になりますけど定例会ですが、8月3日水曜日になります。ここ、当センターで6時半から開催しますのでご承知おきいただきたいと、こう思っております。

以上を持ちまして今回の第157回の定例会は終了とさせていただきます。お忘れ物の無きように今一度身の回りを確認いただければなと、こう思っております。本日は大変お疲れ様でした。